

氏名	ステイーヴェン トレンソン Steven TRENSON
学位(専攻分野)	博士 (人間・環境学)
学位記番号	人博第350号
学位授与の日付	平成19年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	人間・環境学研究科文化・地域環境学専攻
学位論文題目	平安時代真言密教祈雨儀礼の歴史的批判的研究 ——十一世紀後半～十二世紀初頭における祈雨儀礼の変遷と醍醐寺——
論文調査委員	(主査) 教授 西山良平 教授 愛宕元 教授 元木泰雄 フランス国立極東学院京都支部長 フランソワ ラシヨウ

論文内容の要旨

Steven TRENSON「平安時代真言密教祈雨儀礼の歴史的批判的研究——十一世紀後半～十二世紀初頭における祈雨儀礼の変遷と醍醐寺——」は、平安時代の真言密教の祈雨の変遷を実証的に論じるものである。すなわち、九世紀以降、神泉苑で善如竜王に請雨経によって祈雨するあり方から、一一世紀末がら一二世紀初めに、醍醐寺を中心として、神泉苑または醍醐寺などで善如竜王つまり清滝権現に孔雀経によって祈雨するあり方へとパラダイム革新が起こった。その革新の影響によって、一二世紀以降の書物に、事実と異なって、九・一〇世紀の祈雨孔雀経法の実行が記述されるようになった。

第一章「十世紀範囲内の真言宗僧による祈雨孔雀経法実行例の史料批判的分析研究」では、一〇世紀を対象に、真言宗の僧が祈雨に孔雀経法を実行したとされる事例の信憑性を考察し、以下の点を明らかにした。これらの事例は、一二世紀多くは一四世紀以降成立の伝書にしか見られない。諸史料の批判的分析によると、孔雀経法が請雨経法と同じ国家的祈雨儀礼の地位を確保したのは、一一世紀中頃からであった。ところが、永久五年(一一一七)成立の『祈雨記』『祈雨日記』では、孔雀経法の信仰に影響され、一〇世紀に孔雀経法が祈雨のために実修されたと主張され始めた。さらに、一四世紀以降に成立した伝書では、『祈雨記』『祈雨日記』の記事が改変されるなど、同じ主張が積極的に記述された。

第二章「神泉苑請雨経法の盛衰と醍醐寺における祈雨の成立と展開」では、真言宗の祈雨儀礼の実際の歴史を考察し、当初の請雨経法が衰退し、一一世紀中頃に孔雀経法が国家的祈雨法の地位を確立する過程を探った。すなわち、第一に、請雨経法の変遷を、実行する僧の地位や法脈(代々の実行者の系譜)から説明した。天禄三年(九七二)までは、請雨経法の実行者は僧綱であったが、それ以後無官の僧が同法を行うようになった。また、天禄三年以降、修法の霊力が師匠から弟子へ伝わるという思想に基づき、請雨経法の実施権が、東寺長者から、実質的には醍醐寺僧の元杲(九一四～九九五)とその法脈に握られるようになった。第二に、長和五年(一〇一六)に深覚(九五五～一〇四三)が神泉苑で個人的に請雨経・孔雀経を誦した事件の歴史的意義を考察した。深覚は真言宗での不遇から脱出するために神泉苑での祈雨を執行し、神泉苑の祈雨儀礼は請雨経法でなくてもよいと主張した。深覚は元杲の法脈に属さず、この事件は孔雀経法が真言宗の国家的祈雨法として確立する基点となった。深覚は長元四年(一〇三一)ころ、東寺一長者・僧綱法務の地位をめぐり、元杲の法脈である仁海(九五二～一〇四六)と対立したことも論じた。第三に、深覚・仁海没後の展開を説明した。深覚・仁海没後、深覚の弟子たちは東寺一長者を勤めるようになるが、同じ時期に、いずれも東寺長者の権限とされた東寺孔雀経法と神泉苑孔雀経御読経という国家的祈雨儀礼が成立した。この両者の成立は、東寺長者に祈雨の執行権を復権させた。一方、祈雨孔雀経法が確立したのち、請雨経法は小野流(真言宗の一派で、仁海が広めた)の僧が修すべき修法とされるようになった。第四に、請雨経法の衰微と醍醐寺における新たな祈雨の成立過程を解明した。白河朝では、請雨経法が実行者である小野流にとって手続きなどの側面で桎梏となり、また、手配の点でも懈怠が示されるようになった。そのために、同法の正統を受け継いだ醍醐寺座主勝覚(一〇五七～一一二九)などは、醍醐寺で請雨経法の代わりに孔雀経法・同御読経の祈雨を始めたが、

一二世紀後半には清滝宮御読経という国家的祈雨儀礼が独立した。

第三章「神泉苑善如竜王と醍醐寺清滝権現の信仰」では、真言密教の祈雨儀礼の変遷が竜王信仰に及ぼした影響を考察した。神泉苑での請雨経法は、神泉苑で空海の前に善如竜王が示現したという伝承によって正当化されていたが、一一世紀末から一二世紀初めに醍醐寺僧が本寺において孔雀経で祈雨することになった以後、この竜王信仰が変化した。まず、善如竜王は早い段階から輪蓋竜王（請雨経の中心的竜王）や水天（諸竜の王）と融合した。しかし、孔雀経では無熱達池竜王（善如竜王）が水天であるとされているため、孔雀経依拠の祈雨の隆盛に伴って、善如竜王すなわち水天という融合説が優位となった。第二に、醍醐寺の清滝権現（娑伽羅竜王の娘、如意輪・准胝両観音の化身）と善如竜王との関係を取り上げた。清滝権現信仰は勝覚によって寛治三年（一〇八九）に喧伝され、すでに勝覚の生存中に清滝権現と善如竜王とが融合した。また、一一世紀末には、醍醐寺僧が本寺で、白河天皇の寵后藤原賢子や皇女郁芳門院など皇室関係女性の「頓証菩提」を祈るようになった。そのため、成仏することができた竜女（娑伽羅竜王の娘）をうけて、如意輪観音は男性、准胝観音は女性という具合に、清滝権現は両性を具有することとなった。このように、清滝権現と善如竜王と竜女とが融合したため、善如竜王は女性の竜でしかも両性具有と看做されていった。

このように、日本では、九世紀以降、神泉苑で請雨経により祈雨したが、一一世紀末から一二世紀初めに、醍醐寺を中心に、孔雀経により祈雨するように大きく変化する。この革新の影響で、一二世紀以降の書物に、九・一〇世紀の祈雨孔雀経法の実行が記述されるようになったのである。

論文審査の結果の要旨

本学位申請論文は日本の平安時代の真言密教祈雨儀礼の変遷を批判的に研究することを通して、中世社会の仏教のあり方を再検討するものである。

本論文は第一に、従来の定説である、一〇紀前半に国家的祈雨修法として請雨経法と孔雀経法が確立したとする速水侑氏らの学説に疑義を呈し、まず基本史料を根本的に再検討することから出発する。諸史料を成立時期や著者の観点から、古記録、祈雨日記、仏書に区分し、古記録に十分な信憑性を認め、祈雨日記や仏書の記載を吟味する。たとえば、一二世紀の祈雨日記には「祈雨法」などと曖昧に記載されるが、一四世紀の仏書では「祈雨法」が「孔雀経法」に改変される。祈雨日記や仏書の記述は信仰に基づいたもので、歴史的事実ではなく、孔雀経法が国家的祈雨儀礼の地位を確保したのは、一一世紀中頃からであるとする。この論証は明解であり、従来の定説は覆され、以後の研究は必ず本論文を基点としなければならないこととなった。諸種の史料を収集し、原本に立ち戻って詳細に比較検討し、記事の改変の過程を実証する手際は見事であり、特筆すべき研究と言ってよい。

本論文は、第二に請雨経法から孔雀経法への移行の経過とその根拠を検討する。まず、長和五年（一〇一六）に深覚が神泉苑で個人的な資格で請雨経・孔雀経を誦した事件を取り上げる。当時、請雨経法の実質的権限は醍醐寺関係の僧に掌握されたが、深覚は祈雨に関する孔雀経の功德を貴族社会に説明した。深覚の弟子が東寺一長者を勤めるようになると、東寺長者の権限とされた祈雨孔雀経法（東寺）と孔雀経御読経（神泉苑）が確立した。従来の定説では、一一世紀中頃以降の祈雨孔雀経法の盛行は「孔雀経法の復興」とされたが、本論文は、請雨経法が醍醐寺・小野流の僧に独占されたゆえに、東寺長者が国家的祈雨法の実質的執行権を回復するためであったと論じる。請雨経法から孔雀経法への展開の説明も説得的であり、第一の論点もさらに裏付けられた。また、通説では、仁海が請雨経法を通じて小野流を確立したとされるが、本論文は、孔雀経法確立以後に請雨経法が小野流の僧が修すべき修法とされたと主張する。

第三に、孔雀経法の確立した後、寛治三年（一〇八九）、請雨経法の正統を受け継ぐ醍醐寺座主勝覚が初めて醍醐寺で祈雨孔雀経法を修した。かくして、醍醐寺・小野流では、自らの正当化のため、一〇世紀に同流の僧が孔雀経法を実修したと主張するようになった。醍醐寺の孔雀経法は衰退した請雨経法からの脱却手段として成立し、請雨経法の正統を受け継ぐ僧が孔雀経法を修することを正当化するため、祈雨日記などに一〇世紀の孔雀経法の記事を記載したのである。

第四に、本論文は以上の事実にとどまらず、この事実の背景として、一一世紀末に醍醐寺を中心として、祈雨儀礼の信仰内容（竜王信仰）が変化したことを論じる。応徳二年（一〇八五）、白河院の中宮藤原賢子の成仏を祈るため上醍醐円光院が建立された。賢子の成仏の祈禱には、「二而不二」（金剛界と胎藏界は二つだが、一つでもあるという思想）と『法華経』

の竜女（娑伽羅竜王の娘）の思想とが結び付けられた。醍醐寺の清滝神と神泉苑の善如竜王はすでに融合していたが、さらに中宮賢子・竜女と結合させられた。善如竜王の女性化が進められ、従来の清滝神が両性具有の清滝権現へと変貌した。通説では、その時期を一二世紀後半とし、女人往生とは無関係とするが、本論文は、一一世紀末に醍醐寺における祈雨の成立や中宮賢子の成仏祈禱を契機に成立すると強調する。この観点は従来にない斬新な視角であり、論点の一層の展開が期待される。

以上の通り、本論文は、一一世紀末から一二世紀初めに、醍醐寺・小野流を中心に、孔雀経と「善如竜王すなわち竜女すなわち清滝権現」という信仰が優位となり、この歴史上の革新に基づいて、一〇世紀の孔雀経法の記事が記されるに至った、と結論する。史料の操作・解説は正確・緻密であり、論理の展開も説得的で、すでに学界に公表された論文は高い評価を得ている。

本論文は、最後に、以上の論点を中世仏教の歴史の中に位置づける。祈雨儀礼と竜王信仰の変化は院政初期に起きるが、院政期は中世の顕密体制の確立期である。黒田俊雄氏は、中世の顕密体制では真言宗・天台宗と南都六宗の八宗が密教によって統合されるとされたが、近年、上川通夫氏はこの密教をより具体的に「東密」（東寺を中心とする真言密教）と限定する。本論文では、院は醍醐寺・小野流の請雨経法には消極的であるが、御室・東寺の孔雀経法に傾斜しており、御室（仁和寺・広沢流）とその下にあった東寺長者を保護したと判断する。一方、院は小野流の女人往生信仰や如意宝珠信仰には積極的であり、この点では「政治」と「信仰」とは区別すべきであると主張する。本論文は中世顕密体制論に新たな観点を提示しており、学界の反応が俟たれるところである。

本論文は個々の事実の位置づけにはなお検討の余地があるが、さらに壮大に展開される論点を多々含み、今後の活躍が大いに期待される。また、本学位申請論文は日本の歴史を比較史的に追究することを目指して創設された文化・地域環境学専攻歴史文化地域論講座にふさわしい内容を備えている。

よって本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成18年10月26日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。